

1 環境騒音及び自動車騒音

(1) 騒音に係る環境基準について

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

○ 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては、40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
 ② 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

＜環境基準の評価＞

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- ① 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- ② 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- ③ 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- ④ 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- ⑤ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z 8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

＜環境基準の地域としての評価＞

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- ① 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- ② 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対 象 市 町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿児島市 志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
鹿屋市 奄美市		
枕崎市 南九州市		
阿久根市 伊佐市		
出水市 始良市		
指宿市 さつま町		
西之表市 湧水町	B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
垂水市 錦江町		
薩摩川内市 肝付町		
日置市 中種子町	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
曾於市 瀬戸内町		
霧島市 和泊町		
いちき串木野市 知名町		
南さつま市		

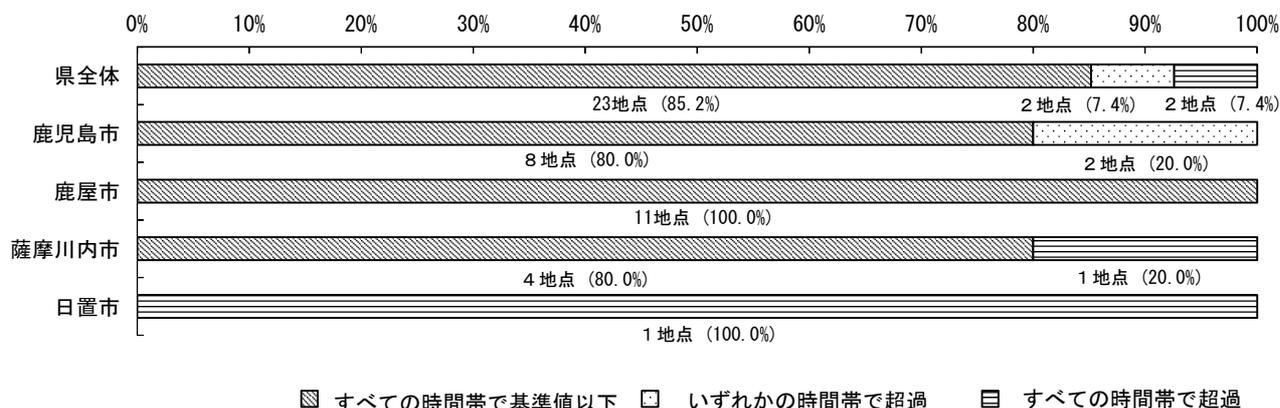
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

ウ 調査結果の概要

平成27年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

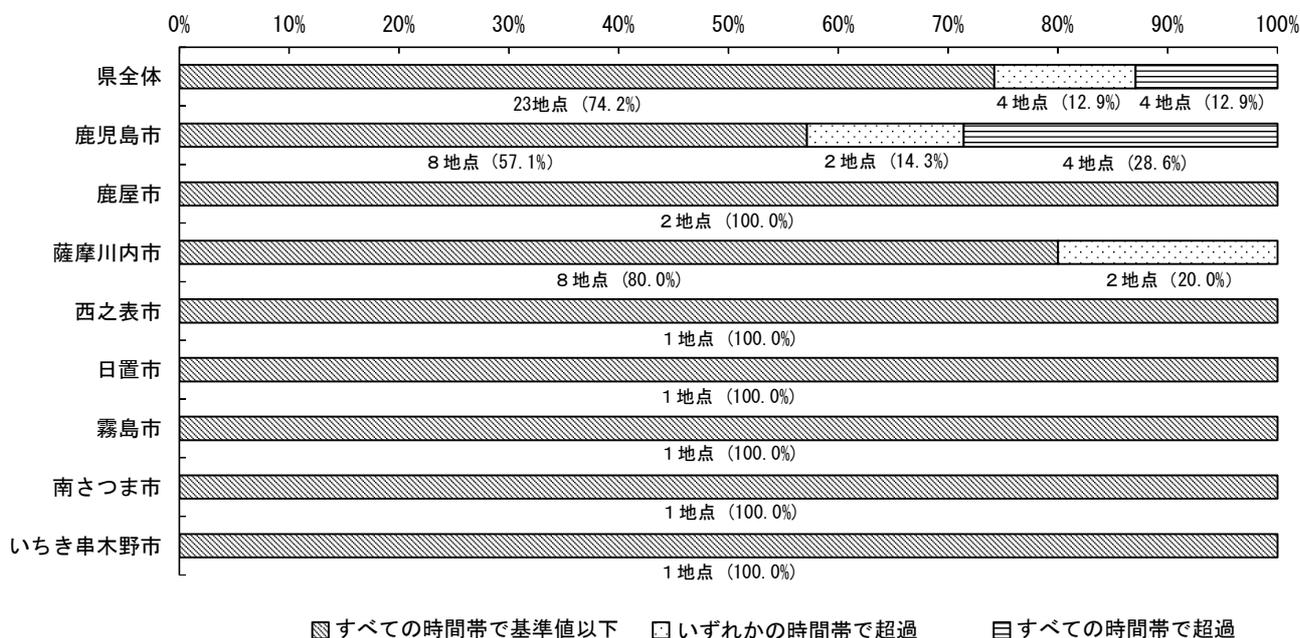
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（27地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は85.2%（23地点）、いずれかの時間帯で基準値を超過している地点は7.4%（2地点）、すべての時間帯で基準値を超過している地点は7.4%（2地点）であった。

① 騒音に係る環境基準(一般地域)の調査結果概要



(注) 本図のデータは、平成27年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

② 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、平成27年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

③ 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<面的評価>概要

県が調査したさつま町ほか7町の計14区間（1,571戸）における環境基準(道路に面する地域)を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

エ 調査結果の詳細

① 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音調査結果(市実施)

単位：デシベル(A)

市町村	番号	測定地点	用途地域 (注1)	環境基準 類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準	
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	緑ヶ丘町	1低	A	H28.1.14	H28.1.15	57	41	55	45
	2	上谷口町折尾	1中	A	H28.1.14	H28.1.15	49	36	55	45
	3	東坂元四丁目	1低	A	H28.1.14	H28.1.15	46	36	55	45
	4	城山一丁目	1低	A	H28.1.13	H28.1.14	43	32	55	45
	5	西陵六丁目	1低	A	H28.1.14	H28.1.15	53	35	55	45
	6	与次郎一丁目	商	C	H28.1.13	H28.1.14	52	45	60	50
	7	小原町	1低	A	H28.1.13	H28.1.14	47	39	55	45
	8	谷山中央五丁目	1住	B	H28.1.13	H28.1.14	56	45	55	45
	9	光山二丁目	1低	A	H28.1.13	H28.1.14	51	41	55	45
	10	郡山町	1中	A	H28.1.14	H28.1.15	40	37	55	45
鹿屋市	1	西原一丁目	1中	A	H28.2.2	H28.2.3	51	36	55	45
	2	打馬二丁目	1中	A	H28.2.3	H28.2.4	43	34	55	45
	3	札元一丁目	1低	A	H28.2.4	H28.2.5	42	35	55	45
	4	寿七丁目	1低	A	H28.2.8	H28.2.9	55	44	55	45
	5	吾平町	1中	A	H28.3.1	H28.3.2	43	31	55	45
	6	新栄町	1住	B	H28.2.24	H28.2.25	50	37	55	45
	7	白崎町	1住	B	H28.2.15	H28.2.16	52	44	55	45
	8	新川町	準住	B	H28.2.16	H28.2.17	44	35	55	45
	9	吾平町	1住	B	H28.2.25	H28.2.26	41	33	55	45
	10	共栄町	商	C	H28.2.17	H28.2.18	57	42	60	50
	11	吾平町	商	C	H28.2.29	H28.3.1	52	41	60	50
薩摩川内市	1	中郷一丁目	2中	A	H27.11.9	H27.11.10	46	38	55	45
	2	天辰町	2中	A	H27.11.9	H27.11.10	45	36	55	45
	3	中郷二丁目	準住	B	H28.2.3	H28.2.4	50	42	55	45
	4	御陵下町	1住	B	H27.11.9	H27.11.10	60	48	55	45
	5	上川内町	準工	C	H27.11.9	H27.11.10	53	41	60	50
日置市	1	吹上町	外	B	H27.12.15	H27.12.16	65	60	55	45

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低＝第1種低層住居専用地域、2低＝第2種低層住居専用地域、1中＝第1種中高層住居専用地域、
2中＝第2種中高層住居専用地域、1住＝第1種住居地域、2住＝第2種住居地域、準住＝準住居地域、
近商＝近隣商業地域、商＝商業地域、準工＝準工業地域、工＝工業地域

② 道路に面する地域における調査結果<点的評価>(市実施)

単位：デシベル(A)

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	一般国道3号	伊敷8丁目	下	○	2	1住	B	H28.1.18	H28.1.19	○	72	67	70	65
	2	一般国道10号	吉野町	上	○	2	1住	B	H28.1.18	H28.1.19	○	75	72	70	65
	3	一般国道226号	喜入町	下	○	2	外	—	H28.1.20	H28.1.21	○	70	63	—	—
	4	一般国道328号	郡山町	下	○	2	準住	B	H28.1.18	H28.1.19	○	71	65	70	65
	5	鹿児島東市来線	上谷口町	下	○	2	1住	B	H28.1.18	H28.1.19	○	74	67	70	65
	6	永吉入佐鹿児島線	田上三丁目	上	○	2	準住	B	H28.1.20	H28.1.21	○	69	64	70	65
	7	川内郡山線	郡山町	下	○	2	外	—	H28.1.18	H28.1.19	○	63	55	—	—
	8	伊集院蒲生溝辺線	郡山町	上	○	2	1住	B	H28.1.18	H28.1.19	○	68	62	70	65
	9	小山田谷山線	石谷町	下	○	4	1住	B	H28.1.18	H28.1.19	○	70	62	70	65
	10	鹿児島港城南線	南林寺町	上	○	4	近商	C	H28.1.20	H28.1.21	○	70	67	70	65
	11	郡元鹿児島港線	谷山中央二丁目	上	○	5	1住	B	H28.1.20	H28.1.21	○	72	67	70	65
	12	パース通線	樋之口町	下	○	8	商	C	H28.1.20	H28.1.21	○	66	61	70	65
	13	ナボリ通線	上之園町	上	○	6	商	C	H28.1.20	H28.1.21	○	65	59	70	65
	14	郡元真砂線	真砂町	上	○	4	1住	B	H28.1.20	H28.1.21	○	60	53	70	65
鹿屋市	1	国道269号	鹿屋運動公園前	上	○	2	1中	B	H28.1.15	H28.1.16		67	62	70	65
	2	県道68号	鹿屋警察署	下	○	2	近商	C	H28.1.27	H28.1.28		67	64	70	65
薩摩川内市	1	県道京泊大小路線	五代町	上	○	2	1低	A	H27.12.15	H27.12.16	○	64	58	70	65
	2	県道山崎川内線	平佐町	上	○	2	2中	A	H27.12.15	H27.12.16	○	65	57	70	65
	3	国道267号	中郷二丁目	下	○	2	準住	B	H28.2.17	H28.2.18	○	68	60	70	65
	4	国道3号	西向田町	上	○	4	商	C	H28.2.17	H28.2.18	○	70	61	70	65
	5	県道川内串木野線	神田町	下	○	2	商	C	H28.2.2	H28.2.3	○	63	55	70	65
	6	県道吉川川内線	高城町	上	○	2	工	C	H27.12.15	H27.12.16	○	65	56	70	65
	7	国道3号	上川内町	下	○	2	準工	C	H28.1.13	H28.1.14	○	72	64	70	65
	8	国道328号	入来町割田	上	○	2	準住	B	H28.2.2	H28.2.3	○	67	60	70	65
	9	県道百次木場茶屋線	川永野町	上	○	2	外	—	H28.1.13	H28.1.14	○	70	62	—	—
	10	国道3号	尾白江町	上	○	4	外	—	H28.1.13	H28.1.14	○	72	64	—	—
西之表市	一般国道58号	西之表市西之表	下	○	2	近商	C	H28.3.2	H28.3.3	○	62	50	70	65	
日置市	一般国道270号	吹上町	上	○	2	外	B	H27.12.15	H27.12.16	○	65	60	70	65	
霧島市	一般国道223号線	隼人町	下	○	2	準住	B	H28.1.13	H28.1.14	○	68	61	70	65	
南さつま市	主要地方道石垣加世田線	加世田川畑	上	○	2	外	B	H28.1.12	H28.1.13	○	62	52	70	65	
いちき串木野市	県道串木野樋脇線	生福	上	○	2	外	B	H27.12.15	H27.12.16	○	63	52	70	65	

(注1) 道路の上り、下りのどちら側で測定したか

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第1種低層住居専用地域、2低：第2種低層住居専用地域、1中：第1種中高層住居専用地域、

2中：第2種中高層住居専用地域、1住：第1種住居地域、2住：第2種住居地域、準住：準住居地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：用途地域内の未指定地域、外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行っていれば「○」、それ以外は空欄

③ 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価>(県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)				
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	17.0	3	1,060	96.9%	96.9%	98.4%	396	98.5%	98.5%	99.0%	664	95.9%	95.9%	98.0%
		一般国道	228.2	116	23,089	89.5%	91.3%	90.5%	9,807	87.0%	89.5%	88.7%	13,282	95.6%	96.9%	96.1%
		県道	337.3	108	33,310	20,669	21,088	20,900	14,605	8,533	8,779	8,702	18,705	12,700	12,873	12,762
		4車線以上の市町村道	20.7	14	15,845	91.6%	94.1%	94.2%	7,956	91.5%	92.8%	93.8%	7,889	91.6%	95.1%	94.4%
						30,507	31,347	31,370	13,368	13,555	13,706	17,139	17,792	17,664		
	合計	603.2	241	73,304	92.5%	94.4%	94.0%	32,764	91.8%	93.4%	93.3%	40,540	94.5%	96.6%	96.0%	
				67,810	69,204	68,931		30,066	30,587	30,582		38,308	39,181	38,913		
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	30.8	10	777	100.0%	100.0%	100.0%	319	100.0%	100.0%	100.0%	458	100.0%	100.0%	100.0%
		県道	21.2	4	794	777	777	777	339	319	319	319	455	458	458	458
	合計	52.0	14	1,571	100.0%	100.0%	100.0%	658	100.0%	100.0%	100.0%	913	100.0%	100.0%	100.0%	
					1,571	1,571	1,571		658	658	658		913	913	913	
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	17.0	3	1,060	96.9%	96.9%	98.4%	396	98.5%	98.5%	99.0%	664	95.9%	95.9%	98.0%
		一般国道	100.0	27	14,101	1,027	1,027	1,043	6,260	390	390	392	7,841	637	637	651
		県道	261.4	72	29,234	89.6%	91.9%	90.2%	12,864	84.1%	87.1%	84.9%	16,370	94.0%	95.8%	94.4%
		4車線以上の市町村道	20.7	14	15,845	12,636	12,965	12,718	7,956	5,262	5,452	5,315	7,889	7,374	7,513	7,403
						26,438	27,278	27,301	11,633	11,820	11,971	14,805	15,458	15,330		
	合計	399.1	116	60,240	92.5%	94.6%	94.1%	27,476	91.2%	92.9%	92.7%	32,764	93.5%	96.1%	95.3%	
				55,708	57,012	56,680		25,060	25,525	25,460		30,648	31,487	31,220		
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	3	269	0.0%	0.0%	0.0%	85	100.0%	100.0%	100.0%	184	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.9	3	269	0	0	0	85	85	85	85	184	184	184	184
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	347	100.0%	100.0%	100.0%	111	100.0%	100.0%	100.0%	236	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	2.0	2	347	347	347	347	111	111	111	111	236	236	236	236
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	423	84.2%	96.0%	84.2%	148	66.9%	88.5%	66.9%	275	93.5%	100.0%	93.5%
		県道	20.2	8	923	356	406	356	440	99	131	99	483	257	275	257
合計	31.5	13	1,346	95.0%	98.7%	95.0%	588	91.7%	97.1%	91.7%	758	97.6%	100.0%	97.6%		
				1,279	1,329	1,279		539	571	539		740	758	740		
出水市	道路種類別の内訳	県道	3.7	1	255	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	156	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	3.7	1	255	255	255	255	99	99	99	99	156	156	156	156
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	1	295	0.0%	0.0%	0.0%	108	100.0%	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	2.0	1	295	0	0	0	108	108	108	108	187	187	187	187
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	348	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	194	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.9	1	348	348	348	348	154	154	154	154	194	194	194	194
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	159	100.0%	100.0%	100.0%	62	100.0%	100.0%	100.0%	97	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.3	1	159	159	159	159	62	62	62	62	97	97	97	97

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分		評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
					住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	214	100.0%	100.0%	100.0%	100	100.0%	100.0%	100.0%	114	100.0%	100.0%	100.0%
					214	214	214	100	100	100	100	114	114	114	114	
	合計	1.7	4	214	100.0%	100.0%	100.0%	100	100.0%	100.0%	100.0%	114	100.0%	100.0%	100.0%	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	9.1	11	471	99.7%	99.7%	99.7%	371	99.7%	99.7%	99.7%	100	99.7%	99.7%	99.7%
					470	470	470	370	370	370	100	100	100	100		
	合計	9.1	11	471	99.7%	99.7%	99.7%	371	99.7%	99.7%	99.7%	100	99.7%	99.7%	99.7%	
曾於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.5	12	531	95.9%	96.0%	95.9%	180	88.3%	88.3%	88.3%	351	99.7%	100.0%	99.7%
					509	510	509	159	159	159	245	350	351	350		
	合計	26.4	18	953	97.1%	97.2%	97.1%	357	92.4%	92.4%	92.4%	596	99.8%	100.0%	99.8%	
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
					580	583	580	135	135	135	450	445	448	445		
	合計	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%	
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.6	8	1,380	95.1%	95.1%	99.9%	478	88.5%	88.5%	100.0%	902	98.6%	98.6%	99.9%
					1,312	1,312	1,379	423	423	478	889	889	901			
	合計	26.7	16	1,718	96.0%	96.0%	99.9%	634	91.3%	91.3%	100.0%	1,084	98.8%	98.8%	99.9%	
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	8.5	9	952	100.0%	100.0%	100.0%	389	100.0%	100.0%	100.0%	563	100.0%	100.0%	100.0%
					401	401	401	176	176	176	225	225	225	225		
	合計	15.8	12	1,353	100.0%	100.0%	100.0%	565	100.0%	100.0%	100.0%	788	100.0%	100.0%	100.0%	
志布志市	道路種類別の内訳	県道	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%
					269	269	269	72	72	72	198	197	197	197		
	合計	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%	
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	98.5%	98.5%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	97.5%	97.5%	100.0%
					1,400	1,400	1,421	582	582	582	839	818	818	839		
	合計	3.1	3	1,834	98.9%	98.9%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	98.0%	98.0%	100.0%	
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	77	100.0%	100.0%	100.0%	134	100.0%	100.0%	100.0%
					211	211	211	77	77	77	134	134	134	134		
	合計	2.7	5	312	100.0%	100.0%	100.0%	119	100.0%	100.0%	100.0%	193	100.0%	100.0%	100.0%	
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	12.5	4	343	100.0%	100.0%	100.0%	165	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%
					343	343	343	165	165	165	178	178	178	178		
	合計	12.5	4	343	100.0%	100.0%	100.0%	165	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%	
始良市	道路種類別の内訳	一般国道	3.4	7	421	65.3%	73.9%	65.3%	145	38.6%	55.2%	38.6%	276	79.3%	83.7%	79.3%
					275	311	275	145	56	80	56	276	219	231	219	
	合計	3.4	7	421	65.3%	73.9%	65.3%	145	38.6%	55.2%	38.6%	276	79.3%	83.7%	79.3%	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、概ね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指定地域
a区域	専ら住居の用に供される区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	主として住居の用に供される区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域